

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 新旧対照表

改正後（令和 7 年 7 月版）	改正前（令和 7 年 4 月版）
長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和 7 年 7 月） 第 1 章 総 則 ～ 第 3 章 施工条件明示 「省略」 第 4 章 その他 4－1－1 条 情報共有システム【発注者利用指定工事】 本工事は、情報共有システムの発注者利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、最新の「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン」による。 4－1－2 条 情報共有システム【受注者利用希望工事】 本工事は、情報共有システムの受注者利用希望工事である。受注者が希望する場合は受発注者間で協議し利用できる。利用する場合の具体的な考え方や手続きについては、最新の「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン」による。 4－1－3 条 情報共有システム【非対象工事】 本工事は、情報共有システムの対象工事ではない。 4－1－4 条 電子納品【情報共有システムを利用する工事】 本工事は、「工事完成図書の電子納品試行対象工事」である。受注者が工事完成図書の電子納品を希望し発注者が承諾した場合は、電子納品を行うことができる。電子媒体で提出する成果物の内容は、情報共有システムの事前協議において発注者と協議し、受発注者の業務効率化につながることを考慮した上で決定すること。 受注者は、成果品として、電子媒体納品書と、「工事完成図書の電子納品要領 平成 28 年 3 月 国土交通省」に基づいて作成した電子媒体(CD-R 等) 1 部を提出すること。 なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(平成 28 年 3 月)」を参考にするものとする。 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 4－1－5 条 その他 「省略」 以下、省略	長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和 7 年 4 月） 第 1 章 総 則 ～ 第 3 章 施工条件明示 「省略」 第 4 章 その他 4－1－1 条 情報共有システム【対象工事】 本工事は、情報共有システムの対象工事である。具体的な考え方や手続きについては、最新の「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン」による。 4－1－2 条 情報共有システム【利用指定工事】 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、最新の「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン」による。 4－1－3 条 情報共有システム【非対象工事】 本工事は、情報共有システムの対象工事ではないが、受注者が希望する場合は受発注者間で協議し利用できる。利用する場合の具体的な考え方や手続きについては、最新の「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン」による。 4－1－4 条 電子納品【情報共有システム利用指定工事】 本工事は、「工事完成図書の電子納品試行対象工事」である。受注者が工事完成図書の電子納品を希望し発注者が承諾した場合は、電子納品を行うことができる。電子媒体で提出する成果物の内容は、情報共有システムの事前協議において発注者と協議し、受発注者の業務効率化につながることを考慮した上で決定すること。 受注者は、成果品として、電子媒体納品書と、「工事完成図書の電子納品要領 平成 28 年 3 月 国土交通省」に基づいて作成した電子媒体(CD-R 等) 1 部を提出すること。 なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(平成 28 年 3 月)」を参考にするものとする。 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 4－1－5 条 その他 「省略」 以下、省略